

司法アクセス改善の現在地

法テラス八雲法律事務所



函館弁護士会会員

森田 寛

Morita, Hiroshi

1 はじめに

法テラス八雲法律事務所は、北海道二海郡八雲町にある「司法過疎地型」の事務所です。八雲町は渡島半島の中間地点に位置し、函館市から北に約70キロ離れた場所にあります。二海郡の名称のとおり、日本で唯一、太平洋と日本海両方に面した自治体で、漁業はもちろん、酪農も盛んな地域です。

2 「養成明け」ではない弁護士として

私は、2022年1月、八雲町にある当事務所に赴任しました。過去に当事務所に赴任したスタッフ弁護士は全員、法律事務所にて1年間の養成を受けた後に初めて法テラスの事務所に赴任する「養成明けスタッフ弁護士」でした。

私は奈良県内の法テラス事務所から八雲への異動でしたので、当地では初めての「ほかの赴任地での勤務経験があるスタッフ弁護士」として赴任することになりました。

2022年1月の八雲は例年以上に雪が多く、出勤前に自動車に数十センチ積もった雪を下ろす作業を度々経験しました。「大変なところに来てしまったな。」というのが正直な感想でした。

仕事の面では、法律相談、受任事件ともに多い印象でした。事件

の内容としては、債務問題、離婚事件、交通事故など、ほかの事務所でも多いであろう類型が全体の7割、それ以外で多くの割合となっているのが後見事件でした。

当事務所は弁護士不在地域に置かれた「司法過疎地型」ですので、一番近いほかの法律事務所は、車でおよそ1時間30分かかる函館市内にあります。このため、当事務所に比較的近い自治体に住んでいる方々の相談は、当事務所が多く引き受けている状態でした。また、地域の高齢化も進んでおり、今後も後見事件の増加が見込まれるところ、事務所として既に20件を超える後見類型の事件を受任している状態でした。

私は、「養成明け」ではない当地初めてのスタッフ弁護士として、地域の法的ニーズに応えることと、受任事件をコントロールして事務所の安定した運営をバランスよく行うこと目標に、当地での業務を開始しました。

3 司法アクセスの解消とその後

当事務所は、歴代のスタッフ弁護士がそれぞれ「司法アクセス障害の解消」に取り組んできました。特に福祉機関との連携は充実しており、福祉職の方々が気軽に連絡できる関係を構築できている

のは、当事務所の大きな財産となっていました。歴代のスタッフ弁護士は、片道80キロ以上離れた山間地に住む相談者のもとに、フットワーク軽く出張相談を行うなど、地域のニーズに応えた活動を地道に行っており、その貢献は大きいと感じました。

同時に、事務所で受任可能な件数を上回る事件数となっているとも感じていました。地域のニーズに応えるために、弁護士や事務員さんの頑張り、自己犠牲に頼ってしまうと、いずれは大きなゆがみとして表れてくると思いました。事務所の適切な仕事量、キャパシティはどの程度なのかを模索しながら、赴任1年目を過ごしていました。

4 事務所のキャパシティを測る

事務所のキャパシティは、単に事件数だけで測れるものではありません。ほかの事務所の平均事件数は参考にしましたが、一つ一つの事件の重さはそれぞれあるため、定量的に測れる基準がないか模索しました。

この結果、一番客観的に事務所のキャパシティを測れたのは、事務員さんの時間外労働の有無・量をチェックすることでした。

現在、事務員さんの残業が多く

なった場合は、事務所として法律相談や受任に一定の制限を設けるなどの工夫をしています。

これにより、自然と事件数は安定し、「弁護士が頑張って何とかする」という事務所運営はいくぶん解消されたと考えています。

5 福祉職の方の「課題発見能力」

当地で仕事を行っている中で、印象に残っているのは、福祉機関の方々の「課題（問題）発見能力の高さ」です。福祉職の方は、高齢者の方々と自宅訪問等を通じて日常的に関わっています。この中で、「本人宛てで裁判所から書類が届いている」など「分かりやすい」発見から当事務所につながることはもちろんのこと、生活面のちょっとした変化を見逃さず、後見・保佐申立てにつながった事例も複数ありました。

福祉職の方々に上記のような「課題発見能力」についてお話を伺う機会があり、そのときに「ご本人の問題となった行動・事象が、それまでのご本人らしいかどうかで判断する。」という見立ての軸とともに、「ご本人の了解があれば、冷蔵庫の中を見せてもらうと、生活がうまくいっているか分かたりします。」などの具体的な方法をお聞きしました。弁護士にはない観点であり、日常を支える福祉職の専門性を垣間見た経験でした。

6 事務所としての今後の目標

私が当地に赴任して以降、事務所全体の受任数は減少しています。これは、従来のスタッフ弁護士が行っていた「アウトリーチして問題を発見する」ことを私が控えたことが原因ではないかと分析しています。事務所のキャパシ

ティの問題もあり、問題発見は本人、親族、そして福祉職の方々が主に担い、問題解決は当事務所が行うという役割分担をしました。必然的に、法律問題として顕在化せず、地域に埋もれたままになっているものがたくさんあることがあります。

今後の目標として、福祉職を始めとする地域を支える方々に弁護士もチームの一員として参加し、法的ニーズの発見、解決のプロセスを複数の専門職で支える体制を構築したいと考えています。今まででは各専門職の個人の頑張りで支えていましたが、メンバーの代替性があるチームを作ることができたらいいなと思います。

7 最後に

今までの内容から、司法過疎地のスタッフ弁護士は大変だなと思われてしまう可能性がありますので、最後は当地での楽しみ方についてお話しします。

当事務所のある八雲は、特急北斗の停車駅であるため、札幌への

アクセスは良好です（時間はかかります。）。また、観光地函館も近く、函館山観光から湯の川温泉でリラックスという定番コースも日帰りで可能です。登山が趣味の方なら、羊蹄山、駒ヶ岳、恵山などの有名な山も近いため、週末ごとにアタックも可能です（ただし、ヒグマにはご注意ください。）。

かく言う私も、夏場はかなりの頻度で登山をするようになりました。自分が健康ではないと、地域の課題に取り組むことはできません。めりはりのある生活を基本に、今後もスタッフ弁護士として、地域の一員として活動していきたいと思います。



八雲から函館の途中に見える駒ヶ岳

視野が広がったね！

森田君には2016年1月、当事務所にスタッフ養成弁護士として着任早々、刑務所から出所した高齢者を、地域生活定着支援センターや市役所、病院等の援助の下、自宅アパートを引き払い、グループホームへの入居、デイサービスの契約等、関係機関の連携による社会生活再建に向けての成年後見業務の実像をともに体験してもらったことが鮮烈であった。

今は八雲で、福祉職と連携し、かなりの後見事件を扱っているようで、この初体験が生かされているのならとてもうれしい。この間の経験の蓄積により森田君はかなり視野が広がったようで、ますます期待したい。

From 細田 初男（埼玉弁護士会会員）